

救済制度と労災保険制度の比較

	救済制度	労災保険制度
根拠となる法律	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
制度の性格	個々の原因者の特定が困難という石綿健康被害の特殊性にかんがみ、民事上の責任とは切り離して、社会全体の費用負担により、救済を図るもの(見舞金的な性格を有する)。	労働災害に対する使用者による災害補償責任を担保するための保険制度(財源は事業主が負担する保険料)
体制	環境再生保全機構(本部・川崎市)1ヶ所のみで、救済制度に係る審査等を実施。 医学的事項については環境大臣に判定を申し出ることとされており、中環審の石綿健康被害判定小委員会等で審査が行われている。	労働基準監督署(全国321署)において、給付に係る調査等を実施し、監督署長が支給・不支給の決定を行う。 労働基準監督署においては、石綿ばく露作業従事歴、医学的事項等について調査を行い、主治医、労災医員、石綿確定診断委員会の意見等を得て決定を行う。なお、石綿による疾病の認定基準において本省協議とされている事案(例:肺がん事案において胸膜プラークは認められるものの、石綿ばく露作業従事期間が10年に満たないもの)については、本省の「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」で検討が行われている。
対象者	労災保険制度の対象とならない石綿健康被害者(例:石綿取扱工場の周辺住民) の遺族 必ずしも石綿ばく露の経緯が明らかでない者を対象としている。	労働者又は労災保険の特別加入者の遺族
石綿ばく露の取扱	医学的所見を中心に判定することで、迅速な救済を行うこととしているもの。 石綿肺・びまん性胸膜肥厚の判定においては、他疾患との鑑別のため、「大量の石綿へのばく露」の確認が必要とされている。 実際、一人親方等のばく露情報は自己申告など客観性に欠けるものが多いが、医学的所見によって他疾患との鑑別が可能となっているところ。	労災認定を受けるためには、医学的所見のほか、石綿ばく露作業に一定期間従事したことが確認される必要がある。 石綿ばく露作業従事歴については、事業主証明、事業主や同僚労働者の証言、社会保険の被保険者記録等を基に確認を行っている。

上記のほか、石綿による健康被害の救済に関する法律により、労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った者について、特別遺族給付金が支給される。